

熊本県公報

号外 第13号の2
平成20年3月31日(月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県こども総合療育センター条例等の一部を改正する条例……(障害者支援総室)	2
○熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例……(税 務 課)	3
規 則	
○熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……(健康危機管理課)	3
○熊本県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則……(人 事 課)	3
○熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……(")	3
○熊本県宿舍管理規則の一部を改正する規則……(")	4
○熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則……(")	4
○地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則……(")	4
○会計管理者の事務を代理する職員を定める規則……(")	5
○熊本県予算規則の一部を改正する規則……(財 政 課)	5
訓 令	
○熊本県福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令……(人 事 課)	6
○熊本県東京事務所処務規程の一部を改正する訓令……(")	6
○熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令……(")	6
○熊本県こども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令……(")	6
○熊本県産業技術センター処務規程の一部を改正する訓令……(")	7
○熊本県公印規程の一部を改正する訓令……(")	7
○熊本県災害復興本部規程を廃止する訓令……(")	9
○熊本県文書規程の一部を改正する訓令……(")	9
○熊本県庁出納局規程の一部を改正する訓令……(")	10
○熊本県地方連絡協議会規程を廃止する訓令……(")	20
○熊本県職員被服類貸与規程の一部を改正する訓令……(")	21
○熊本県八代児童相談所処務規程の一部を改正する訓令……(")	21
○熊本県交通事故損害賠償審査会規程の一部を改正する訓令……(")	22
○熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令……(")	22
○熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令……(")	22
○熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……(")	23
○熊本県立技術短期大学校処務規程の一部を改正する訓令……(")	23
○熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所処務規程の一部を改正する訓令……(")	23
○熊本県熊本県税事務所処務規程の一部を改正する訓令……(")	24
○熊本県農政熊本事務所処務規程の一部を改正する訓令……(")	24
○熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令……(")	25
○くまもと県民交流館処務規程の一部を改正する訓令……(")	26
○熊本県人材研修センター設置規程……(")	27
○熊本県財政改革室設置規程……(")	27
○熊本県地方税徴収特別対策室設置規程……(")	28
○熊本県消費生活センター設置規程……(")	28
○熊本県農業技術支援室設置規程……(")	29
○庶務事務集中化等に伴う関係規程の整備に関する訓令……(")	30
○地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令……(")	32
告 示	
○熊本県収納代理金融機関(日本郵政公社に限る。)事務取扱要領の一部改正について……(会 計 課)	33
○熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部改正について……(")	35
○熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部改正について……(")	36
登 載 依 頼	
○熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程……(企業局総務経営課)	36

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県こども総合療育センター条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県こども総合療育センター条例の一部改正
診療等に係る金額の算定根拠のうち「診療報酬の算定方法（平成 18 年厚生労働省告示第 92 号）」を「診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）」に改めることとした。（別表関係）
- 2 熊本県保健所条例の一部改正
使用料の算定根拠を「診療報酬の算定方法（平成 18 年厚生労働省告示第 92 号）」から「診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）」に改めることとした。（第 3 条関係）
- 3 熊本県病院事業の設置等に関する条例
使用料の算定根拠のうち「診療報酬の算定方法（平成 18 年厚生労働省告示第 92 号）」を「診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）」に改めることとした。（第 10 条関係）
- 4 熊本県精神保健福祉センター条例の一部改正
使用料の算定根拠のうち「診療報酬の算定方法（平成 18 年厚生労働省告示第 92 号）」を「診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）」に改めることとした。（第 4 条関係）
- 5 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 6 経過措置を設けることとした。（附則第 2 項から第 5 項まで関係）

◇熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 農村工業等導入地区内における県税の課税免除に係る適用期限を「平成 20 年 3 月 31 日まで」から「平成 21 年 12 月 31 日まで」に延長することとした。（第 4 条の 3 関係）
- 2 中心市街地に係る県税の不均一課税に係る適用期限を「平成 20 年 3 月 31 日まで」から「平成 22 年 3 月 31 日まで」に延長することとした。（第 4 条の 12 関係）
- 3 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。

条 例

熊本県こども総合療育センター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 34 号

- 熊本県こども総合療育センター条例等の一部を改正する条例
（熊本県こども総合療育センター条例の一部改正）
- 第 1 条 熊本県こども総合療育センター条例（昭和 30 年熊本県条例第 28 号）の一部を次のように改正する。
別表金額の欄中「診療報酬の算定方法（平成 18 年厚生労働省告示第 92 号）」を「診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）」に改める。
- （熊本県保健所条例の一部改正）
- 第 2 条 熊本県保健所条例（昭和 39 年熊本県条例第 46 号）の一部を次のように改正する。
- 第 3 条 第 2 項中「診療報酬の算定方法（平成 18 年厚生労働省告示第 92 号）」を「診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）」に改める。
（熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部改正）
- 第 3 条 熊本県病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年熊本県条例第 48 号）の一部を次のように改正する。
第 10 条第 2 項中「診療報酬の算定方法（平成 18 年厚生労働省告示第 92 号）」を「診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）」に改める。
（熊本県精神保健福祉センター条例の一部改正）
- 第 4 条 熊本県精神保健福祉センター条例（昭和 46 年熊本県条例第 60 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条第 2 項中「診療報酬の算定方法（平成 18 年厚生労働省告示第 92 号）」を「診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）」に改める。
- 附 則
（施行期日）
- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
 - 2 改正後の熊本県こども総合療育センター条例別表中診療報酬の算定方法に係る規定は、この条例の施行の日以後に診療等を受ける者について適用し、同日前に診療等を受けた

- 者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の熊本県保健所条例第 3 条第 2 項の使用料の額に係る規定は、この条例の施行の日以後に保健所の施設を利用し、又は保健所において行う業務に属する診療又は検査を依頼する者について適用し、同日前に保健所の施設を利用し、又は保健所において行う業務に属する診療又は検査を依頼した者については、なお従前の例による。
 - 4 改正後の熊本県病院事業の設置等に関する条例第 10 条第 2 項の使用料の額に係る規定は、この条例の施行の日以後に診療、試験、検査等を受ける者について適用し、同日前に診療、試験、検査等を受けた者については、なお従前の例による。
 - 5 改正後の熊本県精神保健福祉センター条例第 4 条第 2 項の使用料の額に係る規定は、この条例の施行の日以後に診療を受ける者及び検査を依頼する者について適用し、同日前に診療を受けた者及び検査を依頼した者については、なお従前の例による。

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 35 号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例
熊本県税特別措置条例（昭和 39 年熊本県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条の 3 第 1 項第 1 号中「平成 20 年 3 月 31 日」を「平成 21 年 12 月 31 日」に改める。
第 4 条 12 中「平成 20 年 3 月 31 日」を「平成 22 年 3 月 31 日」に改める。

附 則
この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

規 則

熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 29 号

熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則
熊本県災害救助法施行細則（昭和 52 年熊本県規則第 67 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 の 1（2）イ中「2,326,000 円」を「2,366,000 円」に改め、同表の 6（2）中「500,000 円」を「510,000 円」に改め、同表の 12（2）中「137,000 円」を「137,500 円」に改める。

附 則
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 30 号

熊本県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県職員等退職手当支給条例施行規則（平成 9 年熊本県規則第 54 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 号中「又は」を「若しくは」に改め、「事由により現実に職務をとることを要しない期間」の次に「又は同法第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業（熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成 19 年熊本県条例第 67 号）第 11 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 7 条第 4 項に規定する場合に該当するものを除く。）により現実に職務をとることを要しない期間」を加え、同条第 2 号中「期間に限る。」の次に「又は育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務（同法第 17 条の規定による勤務を含む。）をいう。）により現実に職務をとることを要しない期間」を加える。

附 則
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 31 号

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の職の設置に関する規則（昭和 31 年熊本県規則第 59 号）の一部を次のよう

に改正する。

別表第 1 本庁の欄中「首席商工審議員
首席観光審議員」を「首席商工審議員
首席企業立地審議員
首席観光審議員
首席職業能力開発審議員」に、「副総室長」を「副総（副）室長」に改め、「政策調整監」及び「地域政策監」を削り、「廃棄物公共政策監」を「廃棄物公共関与政策監
消費生活政策監」に、「農林水産政策監」を「農林水産政策監
農林水産技術管理監」に改め、同表地方出先機関の欄中「院長」、「副院長」、「環境生活審議員」及び「労政審議員」を削る。

別表第 2 中「技師」を「技師
研究主任
研究員」に改める。

別表第 3 中「（第 4 条関係）」を「（第 3 条関係）」に改める。

附 則
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 32 号

熊本県宿舍管理規則の一部を改正する規則
熊本県宿舍管理規則（昭和 44 年熊本県規則第 22 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 号中「、出納長」を削る。
第 6 条中第 3 号から第 5 号までを削り、第 6 号を第 3 号とし、第 7 号から第 9 号までを 3 号ずつ繰り上げる。
第 7 条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項中第 5 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げる。
附 則
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 33 号

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則
熊本県衛生事務に関する委任規則（平成 3 年熊本県規則第 18 号）の一部を次のように改正する。
第 1 条第 11 号中「第 7 条第 3 項」を「第 6 条第 3 項」に改め、同条第 12 号ハ中「法第 56 条第 2 項又は第 3 項」を「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）附則第 10 条第 2 項の規定により、なお効力を有することとされた同法第 2 条の規定による改正前の医療法第 56 条第 2 項又は第 3 項」に、同号モ中「第 68 条において準用する民法第 59 条第 3 号」を「第 46 条の 4 第 4 項」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 34 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則
（熊本県公有財産取扱規則の一部改正）
第 1 条 熊本県公有財産取扱規則（昭和 39 年熊本県規則第 17 号）の一部を次のように改正する。
「出納長」を「会計管理者」に改める。
第 10 条の見出し及び同条中「総轄」を「総括」に改める。
（熊本県収入証紙規則の一部改正）
第 2 条 熊本県収入証紙規則（昭和 39 年熊本県規則第 19 号）の一部を次のように改正する。
本則中「出納長」を「会計管理者」に改める。
別記第 9 号様式、別記第 10 号様式、別記第 13 号様式、別記第 14 号様式及び別記第

15 号様式中「熊本県出納長」を「熊本県会計管理者」に改める。

(熊本県用品調達規則の一部改正)

第 3 条 熊本県用品調達規則 (昭和 39 年熊本県規則第 21 号) の一部を次のように改正する。

第 9 条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

(熊本県知事及び出納長の職務代理者に関する規則の一部改正)

第 4 条 熊本県知事及び出納長の職務代理者に関する規則 (昭和 39 年熊本県規則第 32 号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県知事の職務代理者に関する規則

第 2 条中「に掲げる職にある職員」を削る。

第 3 条を削る。

(熊本県庁舎等管理規則の一部改正)

第 5 条 熊本県庁舎等管理規則 (昭和 42 年熊本県規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

出納長室	会計課長
知事部局の部局長室及び部局次長室	各部局の筆頭の課長

を

「

知事部局の部局長室及び部局次長室	各部局の筆頭の課長
会計管理者室	会計課長

に改める。」

(熊本県庁用自動車管理規則の一部改正)

第 6 条 熊本県庁用自動車管理規則 (昭和 46 年熊本県規則第 56 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

附 則

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

会計管理者の事務を代理する職員を定める規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 35 号

会計管理者の事務を代理する職員を定める規則

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 170 条第 3 項に規定する場合において会計管理者の事務を代理する職員は、次の各号に掲げる職にある職員とし、当該各号の順に会計管理者の事務を代理するものとする。

(1) 出納局長

(2) 会計課長

(3) 管理調達課長

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 36 号

熊本県予算規則の一部を改正する規則

熊本県予算規則 (昭和 38 年熊本県規則第 73 号) の一部を次のように改正する。

「出納長」を「会計管理者」に改める。

第 18 条第 2 項及び第 19 条第 2 項中「行なった」を「行った」に、「ただちに」を「直ちに」に改める。

第 23 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、当該各号に掲げる事項のうち、総務部長が別に定めるものについては、総務部長が別に指定した者に合議するものとする。

第 23 条第 2 項中「、第 5 号及び第 6 号に掲げる事項で」を「及び第 4 号から第 7 号までに掲げる事項のうち、」に改め、同条第 3 項中「ただちに」を「直ちに」に改める。

第 28 条第 2 項及び第 29 条第 3 項中「ただちに」を「直ちに」に改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第 8 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県福祉事務所処務規程（昭和 26 年熊本県訓令第 1260 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 5 号中「関すること」の次に「（分限及び懲戒による場合を除く。）」を加え、同項第 11 号中「第 5 号から第 7 号まで」を「第 6 号から第 8 号まで」に改め、同条第 3 項中「阿蘇福祉事務所及び」を削る。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 9 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県東京事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県東京事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県東京事務所処務規程（昭和 27 年熊本県訓令第 1638 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 6 号中「企業局」の次に「、病院局」を加える。

第 4 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同条第 6 号中「関すること」の次に「（分限及び懲戒による場合を除く。）」を加え、同号を同条第 5 号とし、同条中第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 12 号中「第 7 号から第 9 号まで」を「第 6 号から第 8 号まで」に改め、同号を同条第 11 号とし、同条中第 13 号から第 15 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 10 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県保健所処務規程（昭和 29 年熊本県訓令第 33 号の 2）の一部を次のように改正する。

第 3 条総務企画課の項中第 14 号を削り、第 15 号を第 14 号とし、第 16 号を第 15 号とする。

第 8 条第 1 項第 6 号中「関すること」の次に「（分限及び懲戒による場合を除く。）」を加え、同項第 12 号中「第 6 号から第 8 号まで」を「第 7 号から第 9 号まで」に改め、同項中第 14 号を削り、第 15 号を第 14 号とし、第 16 号から第 31 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 2 項中「阿蘇保健所及び」を削る。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 11 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県こども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県こども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令
熊本県こども総合療育センター処務規程（昭和 30 年熊本県訓令第 1170 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同条第 6 号中「関すること」の次に「（分

限及び懲戒による場合を除く。）」を加え、同号を同条第5号とし、同条中第7号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条第1項及び第2項中「事務長」を「事務部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第12号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県産業技術センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県産業技術センター処務規程の一部を改正する訓令
熊本県産業技術センター処務規程（昭和31年熊本県訓令第1248号）の一部を次のように改正する。

第2条中「課及び」を削る。

第5条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「関すること」の次に「（分限及び懲戒による場合を除く。）」を加え、同号を同項第5号とし、同項中第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同項第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第13号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、同項第17号の次に次の1号を加える。

(18) 1,000万円未満の受託研究契約を締結すること。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第13号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公印規程の一部を改正する訓令
熊本県公印規程（昭和32年熊本県訓令甲第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

1	熊本県印	方 45	一般文書用	本庁各課（総室・室・センター） 各種委員会 企業局
2	熊本県印	方 30	一般文書用	本庁各課（総室・室・センター） 各種委員会 企業局
3	熊本県印	方 24	縦書文書用	本庁各課（総室・室・センター） 各種委員会 企業局
4	熊本県印	方 15	小型帳票用	本庁各課（総室・室・センター） 各種委員会 企業局

を

1	熊本県印	方 45	一般文書用	本庁各課（総室・室・センター） 各種委員会 企業局 病院局
2	熊本県印	方 30	一般文書用	本庁各課（総室・室・センター） 各種委員会 企業局 病院局
3	熊本県印	方 24	縦書文書用	本庁各課（総室・室・センター） 各種委員会 企業局 病院局

に、

4	熊本県印	方 15	小型帳票用	本庁各課（総室・室・センター） 各種委員会 企業局 病院局
---	------	------	-------	--

6	熊本県知事印	方 27	一般文書用	本庁各課（総室・室・センター） 各種委員会 企業局
7	熊本県知事印	方 27	縦書文書用	本庁各課（総室・室・センター） 各種委員会 企業局
8	熊本県知事印	方 15	小型帳票用	本庁各課（総室・室・センター） 各種委員会 企業局
9	熊本県知事	方 36	縦書賞状用	本庁各課（総室・室・センター） 各種委員会 企業局

を

6	熊本県知事印	方 27	一般文書用	本庁各課（総室・室・センター） 各種委員会 企業局 病院局
7	熊本県知事印	方 27	縦書文書用	本庁各課（総室・室・センター） 各種委員会 企業局 病院局
8	熊本県知事印	方 15	小型帳票用	本庁各課（総室・室・センター） 各種委員会 企業局 病院局
9	熊本県知事印	方 36	縦書賞状用	本庁各課（総室・室・センター） 各種委員会 企業局 病院局

に改め、同表第 20 の項

から第 22 の項までを削り、同表中第 23 の項を第 20 の項とし、第 24 の項から第 31 の項までを 3 項ずつ繰り上げ、第 28 の項の次に次の 2 項を加える。

29	熊本県会計管理者印	方 24	一般文書用 会計事務用	出納局	会計課長
30	熊本県出納局長印	方 21	一般文書用 会計事務用	出納局	会計課長

別表第 1 中第 32 の項を第 31 の項とし、第 33 の項から第 44 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、第 45 の項を削る。

別表第 2 中 20 から 22 までを削り、23 を 20 とし、24 から 31 までを 3 ずつ繰り上げ、28 の次に次のように加える。

29

熊	本	県
会		計
管		理
者		

縦 24 横 24

30

熊	本	県
出		納
局		長

縦 21 横 21

別表第2中 32 を 31 とし、33 から 44 までを1ずつ繰り上げ、45 を削る。

別表第3中

本庁各課（総室・室・センター） 各種委員会 企業局 地方出先機関
本庁各課（総室・室・センター） 各種委員会 企業局 地方出先機関
本庁各課（総室・室・センター） 各種委員会 企業局 地方出先機関

を

本庁各課（総室・室・センター） 各種委員会 企業局 病院局 地方出先機関
本庁各課（総室・室・センター） 各種委員会 企業局 病院局 地方出先機関
本庁各課（総室・室・センター） 各種委員会 企業局 病院局 地方出先機関

に改め、「熊本県出納長印」を「熊

本県会計管理者印」に改める。

別表第4中

4

熊 本 県
出 納 長

縦 24 横 24

を

4

熊 本 県
会 計
管 理 者

縦 24 横 24

に改める。

附 則
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第14号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県災害復興本部規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県災害復興本部規程を廃止する訓令
熊本県災害復興本部規程（昭和32年熊本県訓令甲第32号）は、廃止する。

附 則
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第15号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県文書規程の一部を改正する訓令
熊本県文書規程（昭和34年熊本県訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。
第9条第1項中「出納長名、総合政策局長名又は部長名」を「総合政策局長名、部長名
又は会計管理者名」に改め、「危機管理監名」の次に「、川辺川ダム対策監名」を加える。
第18条第3号及び第4号を次のように改める。
（3）部長又は局長限りで決裁するもの「部長」又は「局長」

(4) 会計管理者限りで決裁するもの「会計管理者」

第 18 条第 8 号及び第 9 号を次のように改める。

(8) 環境政策監、消費生活政策監、労働雇用政策監、農林水産政策監、農林水産技術管理監又は営繕専門監限りで決裁するもの「監」

(9) 副総室長、副室長又は課長補佐限りで決裁するもの「副総室長」、「副室長」又は「課長補佐」

第 26 条第 7 項中「出納長、部（局）長」を「部（局）長、会計管理者」に、「副総室長」を「副総室（室）長」に改める。

第 28 条第 2 号中「出納長、部（局）長」を「部（局）長、会計管理者」に、「副総室長」を「副総室（室）長」に改める。

別表第 1 の 1 本庁の項中「職員課 職員」を削り、「新幹線都市整備総室」を「新幹線都市整備課」に改め、同表の 2 地方出先機関の項中「熊本県立こころの医療センター 医療セ」、「熊本県消費生活センター 消セ」及び「熊本県産業開発青年隊訓練所 産青訓」を削る。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 16 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令

熊本県庁処務規程（昭和 36 年熊本県訓令甲第 29 号）の一部を次のように改正する。

本則中「副総室長」を「副総室（室）長」に改める。

第 4 条第 6 項中「、政策調整監」を削り、同条第 9 項中「、地域政策監」を削り、同条第 11 項中「廃棄物公共関与政策監」の次に「、消費生活政策監」を加え、同条第 12 項中「首席商工審議員、首席観光審議員」を「首席商工審議員、首席企業立地審議員、首席観光審議員、首席職業能力開発審議員」に改め、同条第 13 項中「首席農林水産審議員」の次に「、農林水産政策監及び農林水産技術管理監」を加える。

第 5 条中第 9 項を削り、第 10 項を第 9 項とし、第 11 項から第 13 項までを 1 項ずつ繰り上げ、第 14 項を削り、第 15 項を第 13 項とし、第 16 項から第 23 号までを 2 項ずつ繰り上げ、第 24 項を第 22 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

23 消費生活政策監は、上司の命を受け、消費生活に係る施策の推進及び調整に関する事務を掌理し、及び上司が命ずる特命事項を処理する。

第 5 条中第 25 項を第 24 項とし、第 26 項を第 25 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

26 首席企業立地審議員は、上司の命を受け、企業立地全般に関する事項を審議する。

第 5 条中第 29 項を削り、第 28 項を第 29 項とし、第 27 項の次に次の 1 項を加える。

28 首席職業能力開発審議員は、上司の命を受け、職業能力開発全般に関する事項を審議する。

第 5 条中第 49 項を第 50 項とし、第 37 項から第 48 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 36 項の次に次の 1 項を加える。

37 農林水産技術管理監は、上司の命を受け、農林水産技術管理に係る施策の推進及び調整に関する事務を掌理し、及び上司が命ずる特命事項を処理する。

第 15 条の次に次の 1 条を加える。

（部（局）次長の専決事項の代決）

第 15 条の 2 前条第 2 項の規定は、部（局）次長の専決事項の代決について準用する。

第 20 条中「前 4 条の規定に準用する」を「第 16 条から前条までの規定を準用する」に改める。

別表第 1 総務部の項中

私学文書課	文書係 初等教育係 中高等係
職員課	研修係 厚生係 共済係

私学文書課	
-------	--

を に、

管財課	施設係 管理係 自動車係
-----	--------------------

管財課	
-----	--

を

に改め、同表土木部の項中「庶務係」を削

り、同項中「新幹線都市整備総室」を「新幹線都市整備課」に改め、同項住宅課の項中「建設係」を「整備係」に改める。

別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の部(局)長専決事項の欄中第29号を第30号とし、第19号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同表同欄第18号中「物品」を「重要備品」に改め、同号を同表同欄第19号とし、同表同欄中第11号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

11 重要な県の後援及び知事あいさつ文に関する事。

別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の部(局)次長専決事項の欄第3号中「解嘱」の次に「(本人からの申出に基づかない任期途中における解職の場合を除く。)」を加え、同表同欄中第20号を第21号とし、第8号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

7 県の後援及び知事あいさつ文に関する事。

別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の課(総室・室・センター)長専決事項の欄第8号中「臨時労務補助員の任免」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同表同欄中第44号を第45号とし、第13号から第43号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

13 軽易な県の後援に関する事。

別表第3総務部人事課の項第1項部(局)長専決事項の欄中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

5 臨時事務補助員、臨時技術補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の分限及び懲戒に関する事。

6 非常勤の嘱託員、調査員、講師その他これらに準ずる者の本人からの申出に基づかない任期途中における解職(懲戒に相当するものに限る。)に関する事。

別表第3総務部人事課の項第1項課(総室・室・センター)長専決事項の欄第5号中「延長の承認」の次に「、第5条の規定による育児休業の承認の取消し、第10条の規定による育児短時間勤務の承認、第11条の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認及び第12条の規定による育児短時間勤務の承認の取消し」を加え、同号の次に次の2号を加える。

6 地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認、熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例(平成19年熊本県条例第69号)第5条に規定する承認の取消し及び休業時間の短縮並びに第6条に規定する休業時間の延長の承認をすること。

7 地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の承認、同条第5項に規定する承認の取消し及び熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例(平成19年熊本県条例第67号)第7条第3項に規定する期間の延長の承認をすること。

別表第3総務部人事課の項第2項課(総室・室・センター)長専決事項の欄中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同表同部同課の項第4項中「及び出納長」を削り、同表同部同課の項中第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13	人材研修センターに関する事。						
(1)	人材育成に係る調査、企画の立案及び調整に関する事。						
(2)	職員の研修に関する事。	1 職員研修の基本計画を策定すること。	1 職員の研修を計画し、実施すること。				

別表第3総務部総務事務センターの項第2項分掌事務の欄中「本庁の」を削り、「熊本県天草不知火海区漁業調整委員会」を「天草不知火海区漁業調整委員会」に改め、同項課(総室・室・センター)長専決事項の欄第2号中「及び単身赴任手当」を「、単身赴任手当及び特勤手当に準ずる手当」に改め、同号の次に次の1号を加える。

3 年末調整に係る申告書等の審査に関する事。

別表第3総務部総務事務センターの項に次の7項を加える。

3	熊本県選挙管理委員会、熊本県人事委員会、熊本県監査委員、熊本県労働委員会、熊本県有明海区漁業調整委員会、天草不知火海区漁業調整委員会、熊本県内水面漁場管理委員会及び熊本県収用委員会の委員報酬の年末調整に係る申告書等の審査の集中処理に関する事。					1 年末調整に係る申告書等の審査に関する事。	
---	---	--	--	--	--	------------------------	--

<p>4 臨時職員（地方公務員法第 22 条第 2 項の規定に基づき任用された職員（ただし、熊本市内所在公署に勤務する者に限る。）をいい、熊本県選挙管理委員会、熊本県人事委員会事務局、熊本県監査委員事務局及び熊本県労働委員会事務局に任用されたものを含む。）の賃金及び非常勤職員（地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者（ただし、熊本市内所在公署に勤務する者に限る。）をいい、熊本県選挙管理委員会、熊本県人事委員会事務局、熊本県監査委員事務局及び熊本県労働委員会事務局に任用されたものを含む。）の報酬の集中処理に関すること。</p>				<p>1 賃金及び報酬の支払に関すること。 2 賃金及び報酬に係る年末調整並びに源泉徴収票の発行に関すること。 3 社会保険資格の得喪等の手続及び保険料の支払に関すること。 4 雇用保険資格の得喪等の手続、保険料の支払及び離職票の発行に関すること。</p>		
<p>5 臨時職員（地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき任用された職員（ただし、熊本市内所在公署に勤務する者に限る。）をいい、熊本県選挙管理委員会、熊本県人事委員会事務局、熊本県監査委員事務局及び熊本県労働委員会事務局に任用されたものを含む。）の賃金の集中処理に関すること。</p>				<p>1 社会保険資格の得喪等の手続及び保険料の支払に関すること。 2 雇用保険資格の得喪等の手続、保険料の支払及び離職票の発行に関すること。</p>		
<p>6 地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項の規定に基づき任用された再任用職員（ただし、熊本市内所在公署に勤務する者に限る。）の雇用保険の集中処理に関すること。</p>				<p>1 雇用保険資格の得喪等の手続、保険料の支払及び離職票の発行に関すること。</p>		
<p>7 職員の福利厚生に関すること。</p>	<p>1 厚生施設を設置すること。</p>	<p>1 職員の厚生及び保健体育事業を企画すること。 2 厚生施設を管理運営すること。</p>		<p>1 職員の厚生及び保健体育事業を実施すること。</p>		
<p>8 職員の児童手当に関すること。</p>				<p>1 児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）第 7 条第 1 項、第 8 条、第 14 条及び第 17 条の規定に基づく児童手当の認定及び支給並びに不正利得の徴収をすること。 2 同法第 26 条第 2 項の規定に基づく届出等を処理すること。</p>		

					3 同法第 29 条の規定に基づく報告をすること。		
	9 職員の共済事業及び恩給に関すること。		1 恩給を裁定し、支給すること。				

別表第 3 総務部私学文書課の項第 4 項分掌事務の欄中「法制室」を「法制・公益法人室」に改め、同項同欄中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

	(5) 公益法人制度に係る事務の総括に関すること。						
	(6) 公益認定等審議会に関すること。						

別表第 3 総務部職員課の項を削り、同表同部財政課の項中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

	8 財政改革室に関すること。						
	(1) 財政改革に係る企画、調整及び推進に関すること。						

別表第 3 総務部管財課の項第 1 項分掌事務の欄中「総轄」を「総括」に改め、同表同部同課の項第 5 項分掌事務の欄中「庁中取締り」を「県庁舎の保全及び秩序の維持」に改め、同表同部同課の項中第 9 項を削り、第 10 項を第 9 項とする。

別表第 3 総務部税務課の項第 1 項知事決裁事項の欄中「課税免除をすること(」の次に「部(局)長専決事項に該当するもの並びに」を加え、同項部(局)長専決事項の欄中第 4 号を第 5 号とし、第 1 号から第 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項同欄に第 1 号として次の 1 号を加える。

- 1 熊本県税条例第 25 条の規定に基づく県税の課税免除(収益事業を行わない特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に特定する特定非営利活動法人に係る法人の県民税均等割に関するものに限る。)をすること。

別表第 3 総務部税務課の項中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

	3 地方税徴収特別対策室に関すること。						
	(1) 熊本県税条例第 31 条の 2 第 2 項に規定する事務のうち、市町村に対する援助に関する事務(総務部税務課で所掌する当該援助に係る企画及び調整に関する事務を除く。)に関すること。						
	(2) 熊本県税条例第 31 条の 2 第 2 項に規定する事務のうち、課税地を管轄する地域振興局長又は熊本県税事務所長が行う市町村に対する援助への支援に関する事務に関すること。						

別表第 3 総務部市町村総室の項第 3 項知事決裁事項の欄中第 3 号を削り、同表地域振興部地域政策課の項第 8 項事務分掌の欄中「国土利用計画地方審議会」を「国土利用計画審議会」に改め、同表健康福祉部社会福祉課の項第 5 項課(総室・室・センター)長専決事項の欄第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条の規定による支援給付の実施決定等に関すること。

別表第 3 健康福祉部少子化対策課の項第 3 項第 4 号部(局)長専決事項の欄中「1 児童手当支給事務に関する市町村の指導及び監督をすること。」を「1 児童手当に係る不服

申立ての受理及び裁決に関すること。」に改め、同号課（総室・室・センター）長専決事項欄に次の 1 号を加える。

- 1 児童手当支給事務に関する市町村の指導及び監督をすること。
別表第 3 健康福祉部障害者支援総室の項第 16 項を次のように改める。

		16 病院局との連絡に関すること。					
--	--	-------------------	--	--	--	--	--

別表第 3 健康福祉部医療政策総室の項第 9 項事務分掌の欄中「国保・老人医療室」を「国保・高齢者医療室」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

		(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の施行に関すること(後期高齢者医療制度に係るものに限る。)		<ol style="list-style-type: none"> 1 同法第 61 条の規定により医師等に対し診療録の提示を命ずる等の措置をすること。 2 同法第 66 条の規定により保険医療機関等及び保険医等を指導すること。 3 同法第 72 条の規定により開設者であった者等に対し報告等を命じ、又は保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医等その他の従業者等に対し出頭を求める等の措置をすること。 			
--	--	---	--	--	--	--	--

別表第 3 健康福祉部医療政策総室の項第 9 項に次の 1 号を加える。

		(4) 後期高齢者医療審査会に関すること。					
--	--	-----------------------	--	--	--	--	--

別表第 3 健康福祉部健康づくり推進課の項第 10 項事務分掌の欄中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「老人医療制度」を「後期高齢者医療制度」に改め、同表同部薬務衛生課の項第 1 項部（局）長専決事項の欄中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- 6 同法第 36 条の 4 第 1 項の規定により登録販売者の試験を実施すること。

別表第 3 健康福祉部薬務衛生課の項第 1 項課（総室・室・センター）長専決事項の欄中第 15 号を第 16 号とし、第 11 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 10 号の次に次の 1 号を加える。

- 11 同法第 36 条の 4 第 2 項の規定により販売従事者の登録を行うこと。

別表第 3 環境生活部環境政策課の項中第 2 項から第 4 項までを削り、第 5 項を第 2 項とし、第 6 項を第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

- 4 エネルギー対策の企画、調整及び推進に関すること。

別表第 3 環境生活部環境政策課の項中第 8 項を第 5 項とし、同表同部同課の項第 9 項第 5 号を次のように改め、同項を同表同部同課の項第 6 項とする。

		(5) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)に関すること。		1 同法第 10 条第 1 項の規定により環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成し、公表すること。			
--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 3 環境生活部環境政策課の項中第 10 項を第 7 項とする。

別表第 3 環境生活部環境保全課の項中第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とし、第 7 項から第 11 項までを 1 号ずつ繰り上げ、第 10 項に次の 3 項を加える。

		11 環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)の施行に関すること。		<ol style="list-style-type: none"> 1 同法第 4 条第 2 項(同法第 39 条第 2 項で読み替えて適用する場合を含む。)の規定による第 2 種事業の判定に係る知事の意見に関すること。 2 同法第 10 条第 1 項(同法第 40 条第 		<ol style="list-style-type: none"> 1 同法第 17 条第 3 項の規定による説明会についての事業者への意見に関すること。 2 同法施行令(平成 9 年政令第 346 号)第 7 条及び第 8 条の規定による意見提出期間の決定及び通知に関すること。 	
--	--	--------------------------------------	--	---	--	---	--

		<p>2 項で読み替えて適用する場合を含む。)の規定による方法書についての知事の意見に関すること。</p> <p>3 同法第 20 条第 1 項 (同法第 40 条第 2 項で読み替えて適用する場合及び第 48 条第 2 項で読み替えて準用する場合を含む。)の規定による準備書についての知事の意見に関すること。</p>			
<p>12 熊本県環境影響評価条例 (平成 12 年熊本県条例第 61 号) の施行に関すること。</p>	<p>1 同条例第 48 条の規定による市町村条例の指定に関すること。</p>	<p>1 同条例第 4 条の規定による技術指針の制定又は変更に関すること。</p> <p>2 同条例第 10 条第 1 項 (同条例第 37 条で読み替えて適用する場合を含む。)の規定による方法書についての知事の意見に関すること。</p> <p>3 同条例第 19 条第 1 項 (同条例第 37 条で読み替えて適用し、第 40 条第 2 項及び第 42 条第 2 項で読み替えて準用する場合を含む。)の規定による公聴会の開催に関すること。</p> <p>4 熊本県環境影響評価条例施行規則 (平成 12 年熊本県規則第 56 号) 第 26 条の規定による公聴会を主宰する県の職員の指名に関すること。</p> <p>5 熊本県環境影響評価条例第 20 条 (同条例第 37 条で読み替えて適用し、第 40 条第 2 項で読み替えて準用する場合を含む。)の規定による準備書についての知事の意見に関すること。</p> <p>6 同条例第 24 条第 1 項 (同条例第 37 条で読み替えて適用し、第 40 条第 2 項で読み替えて準用する場合を含む。)の規定による評価書の内容についての措置要請に関すること。</p> <p>7 同条例第 29 条 (同条例第 37 条で読み替えて適用する場合を含む。)の規定による環境影響評価その他の</p>		<p>1 同条例第 4 条第 4 項の規定による技術指針の制定又は変更についての熊本県環境影響評価審査会の意見聴取に関すること。</p> <p>2 同条例第 10 条第 3 項 (同条例第 37 条で読み替えて適用し、第 42 条第 1 項で読み替えて準用する場合を含む。)の規定による方法書について熊本県環境影響評価審査会の意見聴取に関すること。</p> <p>3 同条例第 16 条第 3 項 (同条例第 37 条で読み替えて適用し、第 40 条第 2 項で読み替えて準用する場合を含む。)の規定による説明会についての事業者への意見に関すること。</p> <p>4 同条例第 20 条第 3 項 (同条例第 37 条で読み替えて適用し、第 40 条第 2 項及び第 42 条第 2 項で読み替えて準用する場合を含む。)の規定による準備書についての熊本県環境影響評価審査会の意見聴取に関すること。</p> <p>5 同条例第 34 条 (同条例第 40 条第 2 項及び第 42 条第 1 項で読み替えて準用する場合を含む。)の規定による事後調査報告書の公告縦覧に関すること。</p> <p>6 同条例第 36 条の規定による中止申出書写しの管轄市町村長への送付に関すること。</p> <p>7 熊本県環境影響評価条例施行規則第 11 条の規定による方法書についての知事の意見提出期間の決定及び通知に関すること。</p>	

			<p>手続の再実施の要請に関すること。</p> <p>8 同条例第 31 条 (同条例第 37 条で読み替えて適用する場合を含む。)の規定による知事以外の免許等の権限を有する者への環境保全に関する配慮要請に関すること。</p> <p>9 同条例第 35 条第 1 項 (同条例第 40 条第 2 項及び第 42 条第 1 項で読み替えて準用する場合を含む。)の規定による事後調査報告書に係る環境保全上の措置の実施要請に関すること。</p> <p>10 同条例第 45 条第 1 項の規定による勧告に関すること。</p> <p>11 同条例第 47 条の規定による隣接県知事との協議に関すること。</p>		<p>8 同規則第 31 条の規定による準備書についての知事の意見提出期間の決定及び通知に関すること。</p>		
13	公共事業等に係る環境配慮の推進に関すること。						

別表第 3 環境生活部 食の安全・消費生活課の項第 4 項を次のように改める。

4	消費生活センターに関すること。						
	(1) 消費生活に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。						
	(2) 消費者教育及び啓発に関すること。						
	(3) 消費生活協同組合に関すること。	<p>1 消費生活協同組合法(昭和 23 年法律第 200 号)第 58 条の規定により組合の設立を認可すること。</p> <p>2 同法第 62 条第 2 項の規定により組合の解散を認可すること。</p> <p>3 同法第 69 条の規定により組合の合併を認可すること。</p> <p>4 同法第 95 条第 3 項の規定により解散命令をすること。</p> <p>5 同法第 96 条の規定により議決又は選挙若しくは当選を取り消すこと。</p>	<p>1 同法第 12 条第 4 項の規定により許可すること。</p> <p>2 同法第 40 条第 4 項、第 5 項及び第 6 項の規定により認可すること。</p> <p>3 同法第 93 条及び第 93 条の 2 の規定による報告の徴収に関すること。</p> <p>4 同法第 94 条の規定による業務又は会計の検査に関すること。</p> <p>5 同法第 95 条第 1 項及び第 2 項の規定により命令すること。</p> <p>6 同法第 94 条の 2 第 5 項の規定により命令し、又は認可を取り消すこと。</p> <p>7 同法第 95 条の 2 第 2 項の規定により許可すること。</p>		<p>1 同法第 64 条第 2 項に規定する届出に関すること。</p>		
	(4) 家庭用品品質表示法(昭和 37 年法律第 104		<p>1 同法第 4 条第 1 項の規定により表示事項を表示し、</p>		<p>1 同法第 10 条第 1 項の規定による申出を受理すること。</p>		

	号)の施行に関すること。		又は遵守事項を遵守すべき旨を指示すること。		2 同法第10条第2項の規定により調査を実施すること。 3 同法第19条第1項の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。		
	(5) 不当景品類及び不当表示の防止に関すること。		1 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第9条の2の規定により指示をすること。 2 同法第9条の3の規定により公正取引委員会への措置請求をすること。 3 同法第9条の4第1項の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。				
	(6) 割賦販売法(昭和36年法律第159号)の施行に関すること。				1 同法第40条第1項又は第2項に定める報告の徴収に関すること。 2 同法第41条第1項の規定により立入検査をすること。		
	(7) 消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)の施行に関すること。		1 同法第42条第1項の規定により特定製品の提出を命ずること。		1 同法第40条第1項の規定により報告の徴収をすること。 2 同法第41条第1項の規定により立入検査をすること。		
	(8) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)の施行に関すること。	1 同法第8条の規定により業務の停止を命ずること又はその旨を公表すること。 2 同法第39条の規定により業務の停止を命ずること又はその旨を公表すること。 3 同法第47条の規定により業務の停止を命ずること及びその旨を公表すること。	1 同法第7条、第38条又は第46条の規定により指示すること。 2 同法第66条第1項の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。				
	(9) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(平成4年法律第53号)の施行に関すること。	1 同法第11条の規定により業務の停止を命ずること又はその旨を公表すること。	1 同法第10条の規定による指示をすること。 2 同法第17条第1項の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。				
	(10) 熊本県消費生活条例(昭和52年熊本県条例第51号)の施行に関すること。	1 同条例第34条第1項又は第2項の規定による公表をすること。 2 同条例第36条の規定により要請をし、又は協力を求めること。	1 同条例第9条第1項の規定による指導又は勧告をすること。 2 同条例第16条第3項の規定による指導又は助言をすること。 3 同条例第17条の規定による県の基準の設定、変更又は廃止をすること。 4 同条例第18条第2項、第19条第		1 同条例第8条又は第19条第2項の規定により調査をすること。 2 同条例第16条第2項の規定による届出を受理すること。 3 同条例第28条第1項の規定による調査又はあっせんに関すること。 4 同条例第28条第2項に規定する資料の提出又は説明に関すること。		

			3 項、第 25 条又は第 26 条の規定による勧告をすること。 5 同条例第 24 条第 1 項の規定による指定をし、又は同条第 2 項の規定による指定の解除をすること。		5 同条第 28 条第 3 項の規定による熊本県消費者苦情処理委員会の調停に関すること。 6 同条例第 33 条第 1 項の規定により資料の提出若しくは説明を求め、又は立入調査等を行うこと。		
	(11) 国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）の施行に関すること。	1 同法第 6 条第 3 項又は第 7 条第 2 項の規定により指示に従わなかった者を公表すること。			1 同法第 6 条第 2 項又は第 7 条第 1 項の規定により価格表示を指示すること。 2 同法第 30 条第 1 項の規定により業務等の状況を報告させること。		
	(12) 生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）の施行に関すること。		1 同法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により売渡しの指示又は命令をすること。		1 同法第 3 条の規定により調査を実施すること。 2 同法第 5 条第 1 項の規定による業務報告をさせること。		
	(13) 生活物資のあっせんその他生活物資の価格、受給等の安定に関すること。						
	(14) 消費生活に係る相談及び消費者苦情の処理に関すること。						
	(15) 前号に係る不当な取引行為の適正化に関すること。						
	(16) 消費生活に係る商品の試験、検査等に関すること。						

別表第 3 環境生活部食の安全・消費生活課の項中第 5 項から第 17 項までを削る。
別表第 3 商工観光労働部労働雇用総室の項第 7 項分掌事務の欄中「中小企業従業者住宅」を「中小企業従業員住宅」に改め、同表農林水産部農業技術課の項第 1 項を次のように改める。

	1 農業技術の改善普及に関すること。		1 協同農業普及事業の実施に関する方針を策定すること。 2 普及指導員の研修の企画及び調整に関すること。 3 農業気象に係る調整に関すること。 4 普及指導協力委員に関すること。		1 普及機材を配置すること。		
--	--------------------	--	--	--	----------------	--	--

別表第 3 農林水産部農業技術課の項に次の 1 項を加える。

	9 農業技術支援室に関すること。						
	(1) 農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）第 12 条第 2 項各号に掲げる事務に関すること。						
	(2) 普及指導員の研修の実施に関						

	すること。						
	(3) 研究開発された新技術の確立及び農業者等への技術移転に関すること。						
	(4) 農業災害及び病虫害発生時における被害軽減のための技術対策に関すること。						

別表第 3 農林水産部森林整備課の項第 4 項分掌事務の欄中「森林整備事業計画」を「森林整備保全事業計画」に改め、同表同部同課の項第 9 項課（総室・室・センター）長専決事項の欄に次の 1 号を加える。

1 伐採跡地検査に関すること。

別表第 3 農林水産部森林整備課の項第 13 項を削り、同表同部林業振興課の項第 7 項第 3 号分掌事務欄の欄中「、育成及び登録」を「及び育成」に改め、同表土木部監理課の項第 1 項分掌事務欄の欄中「（総室・室）」を「（室）」に改め、同表同部同課の項中第 7 項を次のように改める。

	7 土木事務所及び産業開発青年隊に関すること。					1 産業開発青年隊に関すること。	
--	-------------------------	--	--	--	--	------------------	--

別表第 3 土木部用地対策課の項中第 6 項を削り、第 7 項を第 6 項とし、同表同部都市計画課の項中第 7 項第 2 号を削り、同表同部新幹線都市整備総室の項中「新幹線都市整備総室」を「新幹線都市整備課」に改め、同表同部建築課の項第 7 項第 1 号部（局）長専決事項の欄中第 14 号を次のように改める。

14 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条第 3 項の規定に基づき、公表をすること。

別表第 3 土木部建築課の項第 7 項第 1 号部（局）長専決事項の欄中第 15 号及び第 16 号を削り、同項同欄第 17 号中「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 8 条」を「同法第 11 条」に改め、同号を同項同欄第 15 号とし、同項同欄第 18 号中「第 9 条」を「第 12 条」に改め、同号を同項同欄第 16 号とし、同号課（総室・室・センター）長専決事項の欄第 1 号中「第一種住宅専用地域内」を「第一種低層住居専用地域内又は第二種低層住宅専用地域内」に改め、同表同部同課の項第 7 項第 7 号部（局）長専決事項の欄第 1 号中「第 15 条の 2 第 3 項」を「第 75 条第 3 項」に改め、同表同部同課の項中第 8 項を第 10 項とし、第 7 項を第 9 項とし、第 6 項を第 7 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

	8 建築に関すること（建築物安全推進室に関することを除く。）。					1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 15 条の規定に基づき、基準適合命令又は措置要請をすること。 2 同法第 21 条の規定に基づき、改善命令をすること。 3 同法第 22 条の規定に基づき、計画の認定を取り消すこと。	
--	---------------------------------	--	--	--	--	---	--

別表第 3 土木部建築課の項中第 5 項の次に次の 1 項を加える。

	6 不動産特定共同事業に関すること。					1 同法第 10 条の規定に基づく不動産特定共同事業の変更の届出を受理すること。 2 同法第 39 条の規定に基づき、指導、助言及び勧告をすること。 3 同法第 40 条第 1 項の規定に基づく報告及び立入検査に関すること。	
						1 不動産特定共同事業法（平成 6 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく不動産特定共同事業の許可に関すること。 2 同法第 36 条の規定に基づき、許可を取り消すこと。 3 同法第 34 条及び第 35 条の規定に基づき、指示及び業務の停止を命ずること。	

			4 同法第 37 条の 規定に基づき、業 務管理者の解任を 命ずること。				
--	--	--	---	--	--	--	--

別表第 3 土木部住宅課の項第 2 項知事決裁事項の欄第 2 号中「契約不履行者に対する」を削り、同表同部同課の項第 3 項中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改める。

別表第 4 土木部建築課の項係長専決事項の欄中「申請書」を「申請」に、「、宅地建物取引業者名簿等及び開発登録簿の」を「及び宅地建物取引業者名簿等並びに開発登録簿の写しの交付及び」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 総務部総務事務センターの項第 4 項から第 6 項までの改正規定は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。
(熊本県産業開発青年隊訓練所処務規程等の廃止)
- 2 次に掲げる訓令は、廃止する。
 - (1) 熊本県産業開発青年隊訓練所処務規程(昭和 40 年熊本県訓令甲第 18 号)
 - (2) 熊本県消費生活センター処務規程(昭和 46 年熊本県訓令第 8 号)
 - (3) 熊本県立こころの医療センター処務規程(昭和 50 年熊本県訓令第 45 号)
 - (4) 熊本県全国育樹祭室設置規程(平成 18 年熊本県訓令第 38 号)
 (熊本県県産材利用推進室設置規程の一部改正)
- 3 熊本県県産材利用推進室設置規程(昭和 63 年熊本県訓令第 19 号)の一部を次のように改正する。
第 2 条第 3 号中「、育成及び登録」を「及び育成」に改める。
(熊本県法制室設置規程の一部改正)
- 4 熊本県法制室設置規程(平成 13 年熊本県訓令第 30 号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
熊本県法制・公益法人室設置規程
第 1 条中「施策」を「施策等」に、「法制室」を「法制・公益法人室」に改める。
第 2 条中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。
 - (5) 公益法人制度に係る事務の総括に関すること。
 - (6) 公益認定等審議会に関すること。
 (熊本県景観公園室設置規程の一部改正)
- 5 熊本県景観公園室設置規程(平成 13 年熊本県訓令第 37 号)の一部を次のように改正する。
第 2 条を次のように改める。
第 2 条 室の分掌事務は、景観行政、環境緑化及び公園に係る施策の企画、調整及び推進に関することとする。
(熊本県国保・老人医療室設置規程の一部改正)
- 6 熊本県国保・老人医療室設置規程(平成 18 年熊本県訓令第 30 号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
熊本県国保・高齢者医療室設置規程
第 1 条中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「国保・老人医療室」を「国保・高齢者医療室」に改める。
第 2 条第 2 号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「老人医療制度」を「後期高齢者医療制度」に改め、同条に次の 1 号を加える。
 - (4) 後期高齢者医療審査会に関すること。
 (熊本県生活習慣病対策室設置規程の一部改正)
- 7 熊本県生活習慣病対策室設置規程(平成 19 年熊本県訓令第 29 号)の一部を次のように改正する。
第 2 条第 3 号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「老人医療制度」を「後期高齢者医療制度」に改める。

熊本県訓令第 17 号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令
熊本県出納局処務規程(昭和 36 年熊本県訓令甲第 30 号)の一部を次のように改正する。
本則中「出納長」を「会計管理者」に改める。
別表第 1 知事決裁事項の欄第 3 号及び第 4 号中「出納長、副出納長」を「会計管理者」に改め、同欄第 9 号中「出納長」を「会計管理者」に改め、同表出納局長専決事項の欄中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号及び第 9 号を削り、第 10 号を第 7 号とし、第 11 号を第 8 号とし、第 12 号を第 9 号とし、同欄第 13 号中「物品

の寄附」を「重要備品の寄附」に改め、同号を同欄第 10 号とし、同欄中第 14 号から第 19 号までを 3 号ずつ繰り上げ、同欄第 20 号中「修繕」の次に「並びに光熱水費及び複写機使用料を除く一般需用費」を加え、同号を同欄第 17 号とし、同欄中第 21 号を第 18 号とし、第 22 号を第 19 号とし、同欄第 23 号中「前 6 号」を「第 14 号から前号まで」に改め、同号を同欄第 20 号とし、同欄中第 24 号を第 21 号とし、同表課長専決事項の欄第 6 号中「任免に関する事」の次に「(分限及び懲戒に関するものを除く。)」を加え、同欄中第 35 号を第 36 号とし、第 34 号を第 35 号とし、第 33 号を第 34 号とし、同欄第 32 号中「前 5 号」を「第 28 号から前号まで」に改め、同号を同欄第 33 号とし、同欄第 31 号中「修繕」の次に「並びに光熱水費及び複写機使用料を除く一般需用費」を加え、同号を同欄第 32 号とし、同欄中第 30 号を第 31 号とし、第 29 号を第 30 号とし、同欄第 28 号中「複写器」を「複写機」に改め、同号を同欄第 29 号とし、同欄中第 13 号から第 27 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同欄第 12 号中「軽易な」を削り、同号を同欄第 13 号とし、同欄中第 11 号を第 12 号とし、第 10 号を第 11 号とし、同欄第 9 号中「副申を要しない」を削り、同号を同欄第 10 号とし、同欄第 8 号中「軽易な」を削り、同号を同欄第 9 号とし、同欄第 7 号の次に次の 1 号を加える。

8 軽易な告示及び公告に関する事。

別表第 2 会計課の項第 11 項分掌事務の欄中「出納長室」を「会計管理者室」に改め、同表管理調達課の項第 2 項出納局長専決事項の欄第 1 号中「寄附」を「重要備品の寄附」に改め、同課の項第 3 項出納局長専決事項の欄第 1 号及び同項課長専決事項の欄第 1 号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別表第 3、別表第 4 及び別表第 5 中「出納長決裁事項」を「会計管理者決裁事項」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県訓令第 18 号

熊本県教育委員会訓令第 7 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
教 育 庁
各 地 方 出 先 機 関

熊本県地方連絡協議会規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子
熊本県教育委員会委員長 古 川 紀 美 子

熊本県地方連絡協議会規程を廃止する訓令

熊本県地方連絡協議会規程（昭和 37 年熊本県訓令甲第 14 号、教育委員会訓令第 1 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 19 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員被服類貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県職員被服類貸与規程の一部を改正する訓令

熊本県職員被服類貸与規程（昭和 38 年熊本県訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表調理士及び用務員（炊事業務に従事する者）の部作業靴（こころの医療センターに勤務する者に限る。）の項を削り、同表技術短期大学校に勤務する職業訓練指導員の部中「機械制御技術科」の次に「の担当」を、「情報映像技術科」の次に「の担当」を加える。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 20 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県八代児童相談所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県八代児童相談所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県八代児童相談所処務規程（昭和 45 年熊本県訓令第 4 号の 4）の一部を次のように

改正する。

第 3 条第 6 号及び第 7 号を次のように改める。

(6) 指定知的障害児施設等の入所等に関すること。

(7) 要保護児童の措置に関すること。

第 3 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 児童虐待に関する相談、調査及び指導に関すること。

第 4 条中第 4 号を次のように改める。

(4) あらかじめ人事課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技術補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免に関すること（分限及び懲戒による場合を除く。）。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 21 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県交通事故損害賠償審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県交通事故損害賠償審査会規程の一部を改正する訓令

熊本県交通事故損害賠償審査会規程（昭和 47 年熊本県訓令第 116 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「総務部次長、副出納長」を「会計管理者、総務部次長」に、「交通安全・青少年課長」を「交通・くらし安全課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 22 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県食肉衛生検査所処務規程（昭和 48 年熊本県訓令第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「地方公務員の育児休業等に関する法律）」を「地方公務員の育児休業等に関する法律」に改め、「平成 3 年法律第 110 号」の次に「。以下この項において「法」という。）」を加え、「育児休業の承認を受けている職員」の次に「、法第 10 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定により育児短時間勤務の承認を受けている職員」を加える。

第 5 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同条第 6 号中「関すること」の次に「（分限及び懲戒による場合を除く。）」を加え、同号を同条第 5 号とし、同条中第 7 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 12 号中「第 7 号から第 9 号まで」を「第 6 号から第 8 号まで」に改め、同号を同条第 11 号とし、同条中第 13 号から第 20 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 23 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県福祉総合相談所処務規程（平成元年熊本県訓令第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「児童第一係、児童第二係及び児童第三係」を「施設・地域支援係、児童相談第一係及び児童相談第二係」に改める。

第 5 条児童相談課の項第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

(2) 指定知的障害児施設等の入所等に関すること。

(3) 要保護児童の措置に関すること。

第 5 条児童相談課の項に次の 1 号を加える。

(4) 児童虐待に関する相談、調査及び指導に関すること。

第 6 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、同条第 7 号中「関すること」の次に「（分限及び懲戒による場合を除く。）」を加え、同号を同条第 6 号とし、同

条中第8号から第31号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第24号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

熊本県職員安全衛生管理規程（平成2年熊本県訓令第2号）の一部を次のように改正する。
第13条第2項第2号中「こころの医療センター及び」を削る。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第25号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県立技術短期大学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県立技術短期大学校処務規程の一部を改正する訓令

熊本県立技術短期大学校処務規程（平成9年熊本県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事務局」の次に「及び指導部」を加える。

第3条第3項を次のように改める。

3 指導部に、部長を置く。

第4条第3項を次のように改める。

3 部長は、上司の命を受け、指導部に関する事務を掌理する。

第6条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「関すること」の次に「（分限及び懲戒による場合を除く。）」を加え、同号を同項第5号とし、同項中第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同項第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第13号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同項第18号中「第13号」を「第12号」に改め、同号を同項第17号とし、同項中第19号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第26号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県天草地域ダム建設事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県天草地域ダム建設事務所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県天草地域ダム建設事務所処務規程（平成9年熊本県訓令第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び調査係」を削る。

第3条第1項中「各係」を「建設係」に改める。

第6条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「関すること」の次に「（分限及び懲戒による場合を除く。）」を加え、同号を同条第5号とし、同条中第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第13号から第24号までを1号ずつ繰り上げ、同条第25号中「第18号」を「第17号」に改め、同号を同条第24号とし、同条中第26号から第28号までを1号ずつ繰り上げ、同条第29号中「第18号」を「第17号」に改め、同号を同条第28号とし、同条中第30号を第29号とし、第31号を第30号とする。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第27号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所処務規程（平成 10 年熊本県訓令第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。
第 5 条用地第一課の項第 1 号中「用地第三課」を「用地第二課」に改め、同条用地第二課の項を削り、同条用地第三課の項第 3 号中「が困難なもの」を削り、同項を同条用地第二課の項とする。

第 6 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同項第 6 号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同項第 5 号とし、同項中第 7 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項第 12 号中「第 7 号から第 11 号まで」を「第 6 号から第 8 号まで」に改め、同号を同項第 11 号とし、同項中第 13 号を第 12 号とし、第 14 号を第 13 号とし、同項第 15 号中「前条用地調整課の項第 6 号に定める事務」を「用地の取得及び地上物件等の補償に関する事務」に改め、同号を同項第 14 号とし、同項中第 16 号から第 24 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項第 25 号中「前条用地調整課の項第 6 号に定める事務」を「用地の取得及び地上物件等の補償に関する事務」に改め、同号を同項第 24 号とし、同項中第 26 号から第 28 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項第 29 号中「第 21 号」を「第 20 号」に改め、同号を同項第 28 号とし、同項中第 30 号から第 32 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項第 33 号中「第 22 号」を「第 21 号」とし、同号を同項第 32 号とし、同項中第 34 号を第 33 号とし、第 35 号を第 34 号とする。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 28 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県熊本県税事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県熊本県税事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県熊本県税事務所処務規程（平成 12 年熊本県訓令第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。
5 収税第一課に、課長補佐を置くことができる。
第 4 条第 6 項中「主幹」を「課長補佐及び主幹」に改め、第 6 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同項第 6 号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同項第 5 号とし、同項中第 7 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項第 12 号中「第 7 号から第 9 号まで」を「第 6 号から第 8 号まで」に改め、同号を同項第 11 号とし、同項中第 13 号から第 28 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 29 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県熊本農政事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県熊本農政事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県熊本農政事務所処務規程（平成 12 年熊本県訓令第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項を削る。
第 3 条に次の 1 項を加える。
4 農地整備課に、主幹を置くことができる。
第 6 条第 1 項総務課に属する事項の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同項同事項の項第 4 号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同項同事項の項第 3 号とし、同項同事項の項中第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第30号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)
各 地 方 出 先 機 関
熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成20年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令
熊本県地域振興局処務規程(平成12年熊本県訓令第37号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の3項を加える。

- 11 税務課に、課長補佐を置くことができる。
- 12 農地整備課に、主幹を置くことができる。
- 13 漁港課に、主幹を置くことができる。

第6条第1項農林(水産)部林務課(球磨地域振興局を除く。)の項中第19号から第25号までを削り、同項農林部林務課(球磨地域振興局に限る。)の項中第3号から第6号までを削り、同項土木部企画調査(景観)課(宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域振興局及び上益城地域振興局を除く。)」の項中第11号を次のように改める。

- (11) 景観法(平成16年法律第110号)及び熊本県景観条例(昭和62年熊本県条例第7号)の施行並びに屋外広告物条例施行規則別表第6の1共通基準(5)及び(6)の審査及び指導に関すること。

第7条第1項土木部企画調査課(宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域振興局及び上益城地域振興局を除く。)、土木部景観建築課及び土木部企画調査景観課に属する事項の項第2号ア中「第6条の2第4項」を「第6条の2第11項」に、「規定確認検査機関」を「指定確認検査機関」に改め、同号エ中「一定の複数建築物に対する制限の特例に関する認定」を「一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定」に改め、同条第2項各課共通に属する事項の項第34号中「第25号及び第26号に定める委託」を「第26号、第27号及び各課に属する事項に定める委託」に改め、同項総務部総務振興課に属する事項の項第1号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同項同事項の項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第10号までを2号ずつ繰り上げ、同項農林(水産)部林務課に関する事項(球磨地域振興局を除く。)の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第28号までを1号ずつ繰り上げ、第29号から第33号までを削り、同項農林部林務課に関する事項(球磨地域振興局に限る。)の項第1号中「第9号まで並びに第10号」を「第8号まで並びに第9号」に改め、同項同事項の項第2号を削り、同項農林部森林保全課に関する事項第1号中「第10号」を「第9号」に、「第11号から第28号まで」を「第10号から第27号まで」に改め、同項土木部土木総務課に属する事項の項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、同項土木部企画調査課(宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域振興局及び上益城地域振興局を除く。)、土木部景観建築課及び土木部企画調査景観課に属する事項の項第1号中「熊本県景観条例」を「景観法(以下この号において「法」という。)及び熊本県景観条例」に改め、同号ア中「条例第9条(条例第14条及び第18条において準用する場合を含む。)の規定に基づく行為の届出及び行為の変更の届出(条例第18条)」を「法第16条及び条例第7条の規定に基づく行為の届出及び行為の変更の届出(条例第7条第1項第3号及び第2項第3号)」に改め、同号イ中「条例第11条第1項(条例第16条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定に基づき行為の届出者に対し景観形成上必要な指導等(条例第20条の規定に基づく指導等)については、」を「法第16条第3項又は条例第7条第5項の規定に基づく行為の届出者に対し景観形成上必要な勧告(」に改め、同号ウを削り、同号エ中「第22条」を「第12条」に改め、同号エを同号ウとし、同号に次のように加える。

エ 法第17条第7項の規定に基づく報告、立入検査、立入調査に関すること。

オ 屋外広告物掲出の許可に際しての屋外広告物条例施行規則別表第6の1共通基準(5)及び(6)の審査及び指導に関すること。

第7条第2項土木部企画調査課(宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域振興局及び上益城地域振興局を除く。)、土木部景観建築課及び土木部企画調査景観課に属する事項の項第8号を次のように改める。

- (8) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下この号において「法」という。)に関する事務

ア 法第16条第3項の規定に基づき特定建築物の建築をしようとする者及び特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとする者に対し、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすること。

イ 法第17条第3項の規定に基づき特定建築物の計画認定(法第18条第1項の規定に基づく計画の変更認定を含む。)をすること。

ウ 法第17条第5項の規定に基づき建築計画を建築主事に通知すること。

エ 法第53条第3項の規定に基づき法の施行に必要な報告の徴収、工事現場への立入検査若しくは質問をすること。

オ 法第53条第4項の規定に基づき認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告を求めること。

第7条第2項土木部企画調査課(宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域振興局及び上益城地域振興局を除く。)、土木部景観建築課及び土木部企画調査景観課に属する事項

の項第 9 号ア中「第 4 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に、同号イ中「第 4 条第 2 項」を「第 7 条第 2 項」に、同号ウ中「第 4 条第 3 項」を「第 7 条第 4 項」に、同号エ中「第 5 条第 3 項」を「第 8 条第 3 項」に、「第 6 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改め、同号オ中「第 5 条第 4 項」を「第 8 条第 4 項」に、同号カ中「第 5 条第 8 項」を「第 8 条第 8 項」に、同号キ中「第 7 条」を「第 8 条」に改め、同項同事項の項第 15 号ア中「第 15 条」を「第 74 条」に、同号イ中「第 15 条の 2 第 1 項」を「第 75 条第 1 項」に、同号ウ中「第 15 条の 2 第 2 項」を「第 75 条第 2 項」に、同号エ中「第 25 条第 4 項」を「第 87 条第 10 項」に改める。

第 7 条第 4 項中「阿蘇地域振興局及び」を削る。

附則第 3 項を削る。

別表熊本県宇城地域振興局の項中「保健指導係 健康増進係」及び「管理係 調査計画係 農地建設係 農村整備係」を削り、同表熊本

県玉名地域振興局、熊本県鹿本地域振興局及び熊本県菊池地域振興局の項中

「管理係 調査計画係 農地建設係 農村整備係」を削り、同表熊本県阿蘇地域振興局の項中「振興係 草地畜産係」を「農畜産振興

係」に改め、「管理係 調査計画係 農地建設係 農村整備係」を削り、「国道係 県道係 治水係」を「道路係 治水係」に改め、同表熊本県上益城

地域振興局の項中「保健指導係 健康増進係」及び「管理係 調査計画係 農村整備係」を削り、同表熊本県八代地域振興局

の項中「管理係 調査計画係 農地建設係 農村整備係」を削り、同表熊本県芦北地域振興局の項中「管理係 調査計画係 農村整備係」を削り、

同表熊本県球磨地域振興局の項中「管理係 調査計画係 農地建設係 農村整備係」を削り、同表熊本県天草地域振興局の項

中「管理係 調査計画係 農地建設係 農村整備係」及び「第一係 第二係」を削る。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 31 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
くまもと県民交流館処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

くまもと県民交流館処務規程の一部を改正する訓令
くまもと県民交流館処務規程（平成 14 年熊本県訓令第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同条第 6 号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。）」を加え、同号を同条第 5 号とし、同条中第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 12 号中「第 7 号から第 9 号まで」を「第 6 号から第 8 号まで」に改め、同号を同条第 11 号とし、同条中第 13 号から第 19 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 30 号を第 31 号とし、第 21 号から第 29 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 20 号中「使用を許可すること」を「使用の許可及び取消し等の決定に関すること」に改め、同号を同条第 21 号とし、同条第 18 号の次に次の 2 号を加える。

- (19) 館の休館日を定めること。
- (20) 館の開館時間を変更すること。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 32 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県人材研修センター設置規程を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県人材研修センター設置規程

(設置)

第 1 条 職員の育成及び能力開発を推進するため、総務部人事課に人材研修センター（以下「センター」という。）を置く。

(分掌事務)

第 2 条 センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人材育成に係る調査、企画の立案及び調整に関すること。
- (2) 職員の研修に関すること。

(職員)

第 3 条 センターに、センター長及び必要な職員を置く。

2 センターに、課長補佐を置くことができる。

3 センターに、主幹及び参事を置くことができる。

(職務)

第 4 条 センター長は、総務部人事課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(専決及び代決)

第 5 条 センターに係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和 36 年熊本県訓令甲第 29 号）第 8 条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、人事課長が専決する。

2 前項の人事課長専決事項について、人事課長が不在のときは、センター長が代決することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ人事課長が指定した事項については、センター長が専決することができる。

(庶務)

第 6 条 センターの庶務は、総務部人事課において行う。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 33 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県財政改革室設置規程を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県財政改革室設置規程

(設置)

第 1 条 財政改革を推進するため、総務部財政課に財政改革室（以下「室」という。）を置く。

(分掌事務)

第 2 条 室は、財政改革に係る企画、調整及び推進に関する事務を分掌する。

(職員)

第 3 条 室に、室長及び必要な職員を置く。

2 室に、課長補佐を置くことができる。

3 室に、主幹及び参事を置くことができる。

(職務)

第 4 条 室長は、総務部財政課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(専決及び代決)

第 5 条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和 36 年熊本県訓令甲第 29 号）第 8 条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、財政課長が専決する。

2 前項の財政課長専決事項について、財政課長が不在のときは、室長が代決することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ財政課長が指定した事項については、室長が専決することができる。

(庶務)

第 6 条 室の庶務は、総務部財政課において行う。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 34 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県地方税徴収特別対策室設置規程を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県地方税徴収特別対策室設置規程

(設置)

第 1 条 個人の県民税の徴収強化を図るため、総務部税務課に地方税徴収特別対策室（以下「室」という。）を置く。

(分掌事務)

第 2 条 室は、熊本県税条例（昭和 29 年熊本県条例第 28 号）第 31 条第 2 項に規定する事務のうち、次の各号に掲げる事務を分掌する。

(1) 市町村に対する援助に関する事務（総務部税務課で所掌する当該援助に係る企画及び調整に関する事務を除く。）

(2) 課税地を管轄する地域振興局長又は熊本県税事務所長が行う市町村に対する援助への支援に関する事務

(職員)

第 3 条 室に、室長及び必要な職員を置く。

2 室に、課長補佐を置くことができる。

3 室に、主幹及び参事を置くことができる。

(職務)

第 4 条 室長は、総務部税務課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(専決及び代決)

第 5 条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和 36 年熊本県訓令甲第 29 号）第 8 条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、税務課長が専決する。

2 前項の課長専決事項について、税務課長が不在のときは、室長が代決することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ税務課長が指定した事項については、室長が専決することができる。

(庶務)

第 6 条 室の庶務は、総務部税務課において行う。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 35 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県消費生活センター設置規程を次のように定める。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県消費生活センター設置規程
(設置)

- 第 1 条 消費生活に係る施策を推進するため、環境生活部食の安全・消費生活課に消費生活センター（以下「センター」という。）を置く。
(分掌事務)
- 第 2 条 センターの分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 消費者行政及び物価に関すること。
 - (2) 消費生活協同組合に関すること。
 - (3) 家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）の施行に関すること。
 - (4) 不当景品類及び不当表示の防止に関すること。
 - (5) 割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）の施行に関すること。
 - (6) 消費生活用製品安全法（昭和 48 年法律第 31 号）の施行に関すること。
 - (7) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）の施行に関すること。
 - (8) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成 4 年法律第 53 号）の施行に関すること。
 - (9) 熊本県消費生活条例（昭和 52 年熊本県条例第 51 号）の施行に関すること。
 - (10) 金融分野における消費者教育の推進に関すること。
 - (11) 国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）の施行に関すること。
 - (12) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）の施行に関すること。
 - (13) 生活物資のあっせんその他生活物資の価格、受給等の安定に関すること。
 - (14) 消費生活に係る相談及び消費者苦情の処理に関すること。
 - (15) 前号に係る不当な取引行為の適正化に関すること。
 - (16) 消費生活に係る商品の試験、検査等に関すること。
 - (17) 消費生活に係る資料の展示、情報の提供及び講習会の開催に関すること。
- (職員)
- 第 3 条 センターに、センター長及び必要な職員を置く。
- 2 センターに、課長補佐を置くことができる。
 - 3 センターに、主幹及び参事を置くことができる。
- (職務)
- 第 4 条 センター長は、食の安全・消費生活課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。
- 2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
 - 3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- (専決及び代決)
- 第 5 条 センターに係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和 36 年熊本県訓令甲第 29 号）第 8 条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、食の安全・消費生活課長が専決する。
- 2 前項の食の安全・消費生活課長専決事項について、食の安全・消費生活課長が不在のときは、センター長が代決することができる。
 - 3 第 1 項の規定にかかわらず、食の安全・消費生活課長専決事項のうち、あらかじめ食の安全・消費生活課長が指定した事項については、センター長が専決することができる。
- (庶務)
- 第 6 条 センターの庶務は、環境生活部食の安全・消費生活課において行う。
- (雑則)
- 第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
- 附 則
- この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 36 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県農業技術支援室設置規程を次のように定める。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県農業技術支援室設置規程
(設置)

- 第 1 条 農業普及指導業務を総合的に支援するため、農林水産部農業技術課に農業技術支援室（以下「室」という。）を置く。
(分掌事務)
- 第 2 条 室の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）第 12 条第 2 項各号に掲げる事務に関

- すること。
- (2) 普及指導員の研修の実施に関すること。
- (3) 研究開発された新技術の確立及び農業者等への技術移転に関すること。
- (4) 農業災害及び病虫害発生時における被害軽減のための技術対策に関すること。
- (職員)
- 第 3 条 室に、室長及び必要な職員を置く。
- 2 室に、課長補佐を置くことができる。
- 3 室に、主幹及び参事を置くことができる。
- (職務)
- 第 4 条 室長は、農林水産部農業技術課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。
- 2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- (専決及び代決)
- 第 5 条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和 36 年熊本県訓令甲第 29 号）第 8 条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、農業技術課長が専決する。
- 2 前項の農業技術課長専決事項について、農業技術課長が不在のときは、室長が代決することができる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、農業技術課長専決事項のうち、あらかじめ農業技術課長が指定した事項については、室長が専決することができる。
- (庶務)
- 第 6 条 室の庶務は、農林水産部農業技術課において行う。
- (雑則)
- 第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
- 附 則
この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 37 号

- 本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
- 庶務事務の集中処理等に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。
- 平成 20 年 3 月 31 日
- 熊本県知事 潮 谷 義 子
- 庶務事務の集中処理等に伴う関係訓令の整備に関する訓令
(熊本県保健環境科学研究所処務規程の一部改正)
- 第 1 条 熊本県保健環境科学研究所処務規程（昭和 29 年熊本県訓令第 1001 号）の一部を次のように改正する。
- 第 6 条 中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同条第 6 号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同条第 5 号とし、同条中第 7 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 13 号中「第 8 号から第 10 号まで」を「第 7 号から第 9 号まで」に改め、同条第 12 号とし、同条中第 14 号から第 21 号までを 1 号ずつ繰り上げる。
- (熊本県立保育大学校処務規程の一部改正)
- 第 2 条 熊本県立保育大学校処務規程（昭和 30 年熊本県訓令第 427 号）の一部を次のように改正する。
- 第 6 条 中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同条第 6 号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同条第 5 号とし、同条中第 7 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 12 号中「第 7 号から第 9 号まで」を「第 6 号から第 8 号まで」に改め、同条第 11 号とし、同条中第 13 号から第 22 号までを 1 号ずつ繰り上げる。
- (熊本県港管理事務所処務規程の一部改正)
- 第 3 条 熊本県港管理事務所処務規程（昭和 30 年熊本県訓令第 605 号）の一部を次のように改正する。
- 第 4 条 中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同条第 6 号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同条第 5 号とし、同条中第 7 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 12 号中「第 7 号から第 9 号まで」を「第 6 号から第 8 号まで」に改め、同条第 11 号とし、同条中第 13 号から第 22 号までを 1 号ずつ繰り上げる。
- (熊本県立清水が丘学園処務規程の一部改正)
- 第 4 条 熊本県立清水が丘学園処務規程（昭和 31 年熊本県訓令第 1233 号）の一部を次のように改正する。
- 第 6 条 中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、同条第 7 号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同条第 6 号とし、同条中第 8 号から第 21 号までを 1 号ずつ繰り上げる。
- (熊本県家畜保健衛生所処務規程の一部改正)
- 第 5 条 熊本県家畜保健衛生所処務規程（昭和 31 年熊本県訓令第 433 号）の一部を次のよ

うに改正する。

第6条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同条を同条第5号とし、同条中第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同条を同条第11号とし、同条中第13号から第26号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県立職業能力開発校処務規程の一部改正)

第6条 熊本県立職業能力開発校処務規程(昭和33年熊本県訓令甲第33号)の一部を次のように改正する。

第6条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同条を同条第5号とし、同条中第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同条を同条第11号とし、同条中第13号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同条第18号中「前4号及び第21号から第24号まで」を「第12号から前号まで及び第20号から第23号まで」に改め、同条を同条第17号とし、同条中第19号から第26号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県林業研究指導所処務規程の一部改正)

第7条 熊本県林業研究指導所処務規程(昭和36年熊本県訓令甲第34号)の一部を次のように改正する。

第6条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第7号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同条を同条第6号とし、同条中第8号から第23号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県消防学校処務規程の一部改正)

第8条 熊本県消防学校処務規程(昭和38年熊本県訓令甲第46号)の一部を次のように改正する。

第6条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同条を同条第5号とし、同条中第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同条を同条第11号とし、同条中第13号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県大阪事務所処務規程の一部改正)

第9条 熊本県大阪事務所処務規程(昭和40年熊本県訓令甲第12号)の一部を次のように改正する。

第5条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同条を同条第5号とし、同条中第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同条を同条第11号とし、同条中第13号を第12号とし、第14号を第13号とする。

(熊本県精神保健福祉センター処務規程の一部改正)

第10条 熊本県精神保健福祉センター処務規程(昭和47年熊本県訓令第86号)の一部を次のように改正する。

第5条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第7号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同条を同条第6号とし、同条中第8号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県ダム管理所処務規程の一部改正)

第11条 熊本県ダム管理所処務規程(昭和48年熊本県訓令第67号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同条を同項第5号とし、同項中第7号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同項第14号中「第9号から第11号まで」を「第8号から第10号まで」に改め、同条を同項第13号とし、同項中第15号を第14号とする。

(熊本県自動車税事務所処務規程の一部改正)

第12条 熊本県自動車税事務所処務規程(昭和49年熊本県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第6条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同条を同条第5号とし、同条中第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同条を同条第11号とし、同条中第13号から第23号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県立農業大学校処務規程の一部改正)

第13条 熊本県立農業大学校処務規程(昭和58年熊本県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同条を同項第5号とし、同項中第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同項第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同条を同項第11号とし、同項中第13号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県農業研究センター処務規程の一部改正)

第 14 条 熊本県農業研究センター処務規程(平成元年熊本県訓令第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、同項第 7 号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同項第 6 号とし、同項中第 8 号から第 23 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(熊本県水産研究センター処務規程の一部改正)

第 15 条 熊本県水産研究センター処務規程(平成 2 年熊本県訓令第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、同項第 7 号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同項第 6 号とし、同項中第 8 号から第 24 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(熊本県漁業取締事務所処務規程の一部改正)

第 16 条 熊本県漁業取締事務所処務規程(平成 9 年熊本県訓令第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、同条第 7 号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同条第 6 号とし、同条中第 8 号から第 23 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(熊本県福岡事務所処務規程の一部改正)

第 17 条 熊本県福岡事務所処務規程(平成 11 年熊本県訓令第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 号を次のように改める。

(3) あらかじめ人事課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技術補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免に関すること(分限及び懲戒による場合を除く。)

(熊本県天草空港管理事務所処務規程の一部改正)

第 18 条 熊本県天草空港管理事務所処務規程(平成 11 年熊本県訓令第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同条第 6 号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同条第 5 号とし、同条中第 7 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 12 号中「第 7 号から第 9 号まで」を「第 6 号から第 8 号まで」に改め、同号を同条第 11 号とし、同条中第 13 号から第 23 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 24 号中「第 18 号」を「第 17 号」に改め、同号を同条第 23 号とし、同条中第 25 号から第 32 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(熊本県熊本土木事務所処務規程の一部改正)

第 19 条 熊本県熊本土木事務所処務規程(平成 12 年熊本県訓令第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項総務課に属する事項の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同項同事項の項第 4 号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同項同事項の項第 3 号とし、同項同事項の項中第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(熊本県環境センター処務規程の一部改正)

第 20 条 熊本県環境センター処務規程(平成 18 年熊本県訓令第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同条第 6 号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同条第 5 号とし、同条中第 7 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 12 号中「第 7 号から第 9 号まで」を「第 6 号から第 8 号まで」に改め、同号を同条第 11 号とし、同条中第 13 号から第 17 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 18 号中「第 13 号」を「第 12 号」に改め、同号を同条第 17 号とし、同条中第 19 号から第 22 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 38 号

本庁各	各	地方	(局)	課	(総室・室・センター)		
各	出	地			出	先	機
出	教				納		
教	人	育			庁	各	
監	事	委			会	事	務
警	査	委			員	本	局
警	働	察			員	事	務
務	委	員			会	務	局
議	会	事			務		

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(熊本県「財政事情」の作成及び公表に関する規程の一部改正)

第1条 熊本県「財政事情」の作成及び公表に関する規程(昭和23年熊本県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条の表中「出納長」を「会計管理者」に改める。

(熊本県職員服務規程の一部改正)

第2条 熊本県職員服務規程(昭和31年熊本県訓令第1984号の2)の一部を次のように改正する。

第2条第2号の表中「出納長」を「会計管理者」に改める。

(熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部改正)

第3条 熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令(昭和60年熊本県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式及び別記第13号様式中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記第4号様式、別記第5号様式、別記第8号様式、別記第9号様式、別記第10号様式、別記第18号様式、別記第22号様式、別記第24号様式、別記第25号様式、別記第26号様式、別記第27号様式、別記第28号様式、別記第29号様式、別記第30号様式及び別記第35号様式中「熊本県出納長」を「熊本県会計管理者」に改める。

(熊本県公有財産取扱規則に規定する帳簿及び書類の様式等を定める訓令の一部改正)

第4条 熊本県公有財産取扱規則に規定する帳簿及び書類の様式等を定める訓令(昭和61年熊本県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別記第7号様式、別記第9号様式、別記第10号様式及び別記第11号様式中「殿」を「様」に改め、別記第12号様式、別記第13号様式、別記第14号様式及び別記第15号様式中「殿」を「様」に、「熊本県出納長」を「熊本県会計管理者」に改める。

附 則

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

告 示

熊本県告示第280号の2

熊本県収納代理金融機関(日本郵政公社に限る。)事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成20年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県収納代理金融機関(日本郵政公社に限る。)事務取扱要領の一部を改正する要領

熊本県収納代理金融機関(日本郵政公社に限る。)事務取扱要領(平成10年熊本県告示第168号)の一部を次のように改正する。

題名中「日本郵政公社」を「郵便貯金銀行」に改める。

第1条中「日本郵政公社」を「郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成17年法律第97号)第94条に規定する郵便貯金銀行をいう。)」に改める。

第2条第1項第4号を削り、同項に次の2号を加える。

(4) 窓口収納 収納代理金融機関の窓口において現金又は証券により収納する方法をいう。

(5) 口座振替 収納代理金融機関が取扱う自動払込みにより収納する方法をいう。

第3条第2項中「歳入徴収者からの口座振替に関する通知書」を「納税通知書、納入通知書、納付書その他の納入に関する書類(以下「納税通知書等」という。)」に改める。

第4条中「県営住宅使用料」を「窓口収納による県税、母子寡婦福祉資金貸付金償還金及び児童保護費負担金並びに口座振替による県営住宅使用料」に改める。

第6条の見出しを「(振替口座等)」に改め、同条中「郵便振替口座」を「振替口座」に改める。

第12条中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条を第17条とする。

第11条中「収納取りまとめ店」を「収納代理金融機関」に改め、同条を第16条とする。

第10条中「日計払込書等」を「集計払込書等」に、「収納金日計領収書」を「収納金日計(集計)領収書」に改め、同条を第15条とする。

第9条第1項中「前条第3項」を「自店の収納金及び前条第2項」に、「通知」を「送付」に、「収納金日計表(別記第3号様式)、収納金日計払込書(別記第4号様式)及び収納金日計領収書(別記第5号様式)」を「収納金日計(集計)表、収納金日計(集計)払込書及び収納金日計(集計)領収書(別記第6号様式)」に改め、同条第2項中「収納金日計払込書及び収納金日計領収書(以下「日計払込書等」という。)」を「収納金日計(集計)払込書及び収納金日計(集計)領収書(以下「集計払込書等」という。)」に、「3営業日の13時」を「5営業日の正午」に、「日計払込書等」を「集計払込書等」に、「収納金」を「収納金及び納税通知書等」に改め、同項に次のただし書を加え、同条を第13条とする。

ただし、口座振替によるものは収納日から起算して 3 営業日の 13 時まで、当該集計
払込書等並びに当該集計払込書等に係る収納金を資金決済店に送付しなければならない。
第 13 条の次に次の 1 条を加える。

(証券による収納金の取扱い)

第 14 条 証券による納付をした場合(証券による納付金額が収納金額の一部である場合を
含む。)においては、当該証券を現金化した後、前 2 条に規定する処理をしなければなら
ない。

第 8 条の見出しを「(口座振替による納付)」に改め、同条第 1 項及び第 2 項中「収納
店」を「収納取りまとめ店」に改め、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「前 3 項」を「前
2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条を第 11 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。
(収納店の事務)

第 12 条 収納店は、収納日ごとに収納の件数及び金額を集計のうえ、収納金日計(集計)表
(別記第 4 号様式)及び収納金日計(集計)払込書(別記第 5 号様式)を作成しなければ
ならない。ただし、県外の収納店にあっては、収納金日計(集計)表及び収納金日計
(集計)払込書の作成を、当該収納店の収納取りまとめ店に行わせることができる。

2 収納店(収納取りまとめ店であるものを除く。)は、前項の規定により収納金日計(集
計)表及び収納金日計(集計)払込書を作成したときは、当該払込書並びに当該払込書
に係る収納金及び納税通知書等を収納取りまとめ店に送付しなければならない。

第 7 条の次に次の 3 条を加える。

(現金による収納)

第 8 条 収納店は、納入者から納税通知書等を添えて現金の納付を受けたときは、これを
収納し、当該納税通知書等の各片に領収印を押印し、領収書を当該納入者に交付しなけ
ればならない。

(証券による収納)

第 9 条 収納店は、納入者から納税通知書等を添えて証券(地方自治法施行令(昭和 22 年
政令第 16 号)第 156 条及び会計規則第 24 条に規定するものに限る。)により納付を受け
たときは、前条の規定に準じて収納の手続をするとともに、当該納税通知書等の各片に
「証券受領」と表示しなければならない。

(証券について支払の拒絶があった場合の処理)

第 10 条 収納店は、納入者から納付を受けた証券について支払の拒絶があったときは、次
に掲げる処理をしなければならない。

- (1) 納付に係る証券について支払の拒絶があった旨を書面により納入者に通知するこ
と。
- (2) 支払の拒絶があった証券は、当該証券を収納した際に交付した領収書と引換えに
納入者に還付すること。この場合においては、納入者から受領書を徴すること。
- (3) 証券支払拒絶報告書(別記第 3 号様式)を作成し、これに納税通知書等を添えて
会計管理者に送付すること。

別表収納取りまとめ店の欄中「熊本中央郵便局」を「福岡貯金事務センター」に改め、
同表収納店の欄中「福岡貯金事務センター」を「九州内(沖縄県を除く。)の株式会社ゆ
うちょ銀行の店舗及び株式会社ゆうちょ銀行が銀行代理業に係る業務の委託契約を締結し
た郵便局株式会社の営業所(郵便局株式会社が業務を再委託した者の施設を含む。(以下
「郵便局」という。))とする。ただし、県民税利子割の特別徴収に係る窓口収納について
は、全国の株式会社ゆうちょ銀行の店舗及び郵便局とする。」に改める。

別記第 5 号様式中「収納金日計領収書」を「収納金日計(集計)領収書」に、

熊本県指定金融機関 株式会社肥後銀行 (名 称) 様	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 取 扱 印 </div>	熊本県収納代理金融機関 (名 称) 様 (福岡貯金事務センター収納分)
を「熊本県指定金融機関 株式会社肥後銀行 (名 称) 熊本県収納代理金融機関 (名 称)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 領収印 </div>	熊本県収納代理金融機関 (名 称) 様

に改め、同様式を別記第 6 号様式とする。

別記第 4 号様式中「収納金日計払込書」を「収納金日計(集計)払込書」に、

「 熊本県指定金融機関 熊本県収納代理金融機関

株式会社肥後銀行
(名 称) 様

(名 称)

取 扱 印

(福岡貯金事務センター収納分)

を 「

熊本県指定金融機関
株式会社肥後銀行
(名 称) 様
熊本県収納代理金融機関
(名 称) 様

熊本県収納代理金融機関
(名 称)

取 扱 印

に改め、同様式を別記第 5 号様式とする。

別記第 3 号様式中「収納金日計表」を「収納金日計（集計）表」に改め、同様式を別記第 4 号様式とする。

別記第 2 号様式の次に次の 1 様式を加える
別記第 3 号様式

証 券 支 払 拒 絶 報 告 書

年度及び会計名		年度		会計
科 目 名		款	項	目
		節	細節	
納入者	住所			
	氏名			
納税通知書番号				
納 入 金 額				
証券	種 類			
	記号及び番号			
	券 面 額			
	発 券 者			
受 領 年 月 日				
支払拒絶の理由				

先に納付のあった上記の証券について、支払の拒絶があったので納税通知書を添えて報告します。

熊本県会計管理者 様

年 月 日

熊本県収納代理金融機関
名 称
代表者の氏名 印

附 則

- この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領の施行の際現に存する改正前の熊本県収納代理金融機関（日本郵政公社に限る。）事務取扱要領に規定する様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

熊本県告示第 280 号の 3

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領
熊本県収納代理金融機関事務取扱要領（昭和 60 年熊本県告示第 271 号の 11）の一部を

次のように改正する。

第 11 条第 3 号及び第 20 条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記第 3 号様式中「熊本県出納長」を「熊本県会計管理者」に改める。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 280 号の 4

熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領

熊本県指定金融機関事務取扱要領（昭和 60 年熊本県告示第 271 号の 10）の一部を次のように改正する。

本則中「出納長」を「会計管理者」に改める。

本則中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第 13 条見出し中「日本郵政公社」を「郵便貯金銀行」に改め、同条中「日本郵政公社」を「郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 94 条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）」に改める。

第 14 条見出し中「郵便局」を「郵便貯金銀行」に改め、同条中「取りまとめ郵便局」を「福岡貯金事務センター」に、「郵便振替公金払込高通知書及び領収済通知書等の送付を受け、かつ、福岡貯金事務センターから郵便振替受払通知票」を「振替公金払込高通知書、領収済通知書等及び振替受払高通知票」に改める。

第 31 条第 2 項第 1 号中「銀行送金」の次に「（郵便貯金銀行を除く。）」を加え、同項第 2 号中「郵便振替」を「振替（郵便貯金銀行に限る。）」に、「債権者の最寄りの郵便局」を「郵便貯金銀行の営業所及び郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 14 項に規定する銀行代理業をいう。）を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成 17 年法律第 100 号）第 2 条第 2 項に規定する郵便局をいう。）」に、「郵便振替事務」を「振替事務」に改める。

別記第 3 号様式、別記第 6 号様式、別記第 7 号様式、別記第 8 号様式、別記第 9 号様式、別記第 11 号様式、別記第 12 号様式、別記第 13 号様式、別記第 14 号様式、別記第 16 号様式、別記第 17 号様式、別記第 18 号様式、別記第 19 号様式及び別記第 20 号様式中「熊本県出納長」を「熊本県会計管理者」に改める。

附 則

- 1 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に存する改正前の熊本県指定金融機関事務取扱要領に規定する様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

登載依頼

熊本県公営企業管理規程第 4 号

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程

熊本県企業局会計規程（昭和 39 年電気事業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 79 条第 2 項中「次の各号の一に」を「一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに」に、「者をその事実があった後 2 年間」を「ときは、その者について 3 年以内の期間を定めて」に改め、同項第 1 号中「した者」を「したとき。」に改め、同項第 2 号中「妨げた者」を「妨げたとき」に、「連合した者」を「連合したとき。」に改め、同項第 3 号及び第 4 号中「妨げた者」を「妨げたとき。」に改め、同項第 5 号中「履行しなかつた者」を「履行しなかつたとき。」に改め、同項第 6 号中「前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を」を「この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は」に、「使用した者」を「使用したとき。」に改める。

第 80 条第 7 項第 2 号中「（公社、公団を含む。）」を削る。

第 90 条中「にこれを」を「について」に改める。

第 95 条第 5 項第 2 号中「保険会社と」を「保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と」に改め、同項第 3 号中「（公社、公団を含む。）」を削り、同項第 9 号中「おそれがないとき。」を「おそれがないと認められるとき。」に改める。

別表第 1（第 8 条関係）の電気事業予算科目の資本的支出の表中

「	補助金返還金	企業局	国庫補助金返還金 一般会計補助金返還金 その他補助金返還金			
	予備費	企業局				」
を「	補助金返還金	企業局	国庫補助金返還金 一般会計補助金返還金 その他補助金返還金			」
	リース債務償還金	企業局	リース債務償還金			
	予備費	企業局				

に改める。

別表第2（第8条関係）の電気事業会計勘定科目の固定資産の表の有形固定資産 水力発電設備（何）発電所又は発電総合管理所の項中「備品 工具 器具諸備品 諸車」を

「備品 工具 器具諸備品 諸車」に改め、有形固定資産 業務設備 企業局の項中
リース資産
「備品 工具 器具諸備品 諸車」を「備品 工具 器具諸備品 諸車」に改め、有形固定資産
リース資産

水力発電設備（何）発電所又は発電総合管理所の項中「備品 工具 器具諸備品 諸車」を

「備品 工具 器具諸備品 諸車」に改め、有形固定資産 建設仮勘定（何）建設工事口の
リース資産

項中「備品 工具 器具諸備品 諸車」を「備品 工具 器具諸備品 諸車」に改め、有形固定資
リース資産

産 建設仮勘定（何）建設工事口 無形固定資産の項中「その他無形固定資産」を「その他無形固定資産 リース資産」

に改め、有形固定資産 建設仮勘定（何）建設工事口 仮設備の項中「備品

「工具 器具諸備品 諸車」を「備品 工具 器具諸備品 諸車」に改め、有形固定資産 建設仮勘定（何）
リース資産

建設準備口 仮設備の項中 「 備品 | 工具 | を 「 備品 | 工具 | に改
 | 器具諸備品 | 器具諸備品 |
 | 諸車 | 諸車 |
 」 | リース資産 | 」

め、有形固定資産 附帯事業固定資産 (何) 発電所又は発電総合管理所の項中
 「 備品 | 工具 | を 「 備品 | 工具 | に改め、無形固定資産 水力発
 | 器具諸備品 | 器具諸備品 |
 | 諸車 | 諸車 |
 」 | リース資産 | 」

電設備 (何) 発電所又は発電総合管理所の項中 「 その他無形 | を 「 その他無形 | に改め、
 | 固定資産 | 固定資産 |
 」 | リース資産 | 」

無形固定資産 業務設備 企業局の項中 「 その他無形 | を 「 その他無形 | に改め、無形
 | 固定資産 | 固定資産 |
 」 | リース資産 | 」

固定資産 風力発電設備 (何) 発電所又は発電総合管理所の項中 「 その他無形 | を
 | 固定資産 | 」

「 その他無形 | に改め、無形固定資産 附帯事業固定資産 (何) 発電所又は発電総合管
 | 固定資産 |
 | リース資産 | 」

理所の項中 「 その他無形 | を 「 その他無形 | に定める。
 | 固定資産 | 固定資産 |
 」 | リース資産 | 」

別表第 2 (第 8 条関係) の電気事業会計勘定科目の固定負債の表中

「 引当金	退職給与引当金	企業局			
	修繕準備引当金	企業局			
その他固定負債	雑固定負債	企業局			

を

「 引当金	退職給与引当金	企業局			
	修繕準備引当金	企業局			
リース債務	リース債務	企業局			
その他固定負債	雑固定負債	企業局			

に改める。
 別表第 2 (第 8 条関係) の電気事業会計勘定科目の流動負債の表中

「 引当金	修繕準備引当金	企業局			
その他流動負債	雑流動負債	企業局	預り担保有価証券		

を

「 引当金	修繕準備引当金	企業局			
リース債務	リース債務	企業局			
その他流動負債	雑流動負債	企業局	預り担保有価証券		

に改める。
 附 則
 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。